

訴訟事件の終了について

下記事件について、訴えの提起後に被告がさいたま地方裁判所において破産手続開始決定を受け、当該破産手続により区の破産債権が破産法第 124 条第 3 項の規定により確定判決と同一の効力をもって確定したため、本事件は終了した。

記

1 事件名

不当利得返還等請求事件

2 当事者

原告 中野区

被告 渋谷区民

3 訴訟の経過

令和 5 年(2023 年)12 月 27 日 東京地方裁判所に訴えの提起

令和 8 年(2026 年)1 月 29 日 訴訟終了の旨の連絡

4 事案の概要

本件は、埼玉県内の保険医療機関について、令和 2 年 2 月に関東信越厚生局が実施した施設基準等に係る適時調査において入院病棟の夜勤看護職員の必要人数が不足していたことが指摘されたことを受け、当該保険医療機関が当該基準を満たしていなかったにもかかわらず、不当に国民健康保険の診療報酬を請求し、受給していたことが判明した。

これにより、当該診療報酬について中野区に過払いが生じていることから、当該過払いの診療報酬について返還を請求したところ支払われないため、中野区が、当該保険医療機関の開設者及び管理者である相手方を被告として、当該不当利得の返還等を求める訴えを提起したものである。

5 請求の要旨

- (1) 過払いの診療報酬の合計 6,866,827 円の支払等
- (2) 訴訟費用の被告の負担
- (3) 仮執行宣言